

ハウスクリーニング技能検定 平成 30 年度受検申請書(団体用) 1/2

厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人全国ハウスクリーニング協会会長 殿

ハウスクリーニング技能検定を受検したいので、個人情報保護の取扱い(次紙)について同意の上、申請します。

申請日 平成 30 年 7 月 日

団体名			代表者氏名			
所在地	〒					
電話番号				FAX番号		
Eメールアドレス						
	姓	名	検定職種	ハウスクリーニング	等級区分	単一等級
フリガナ			受検希望地区	仙台・東京・大阪・福岡		
姓 名			受検希望種類	学科試験・実技試験・両方		
			受検番号	※		
生年月日	昭和 平成 年 月 日生(歳)		試験会場	学科会場 ※		
性 別	男・女			実技会場 ※		
フリガナ	〒 -					
住 所	都道府県	市区町村・番地	建物(マンション・アパート)・同居先等			
電話番号	自宅			日中連絡先		
FAX番号(任意)	自宅			個人Eメールアドレス(任意)		
受検資格	職 歴 ※ 職務内容は実務経験に該当する場合はその旨が分かるように記載してください。(社内呼称等の内容が不明確なものは避けてください。)					
		勤務会社名と事業所	部署役職名	職務内容	所在地	在籍期間
						年 月～ 年 月 (年 カ月)
						年 月～ 年 月 (年 カ月)
						年 月～ 年 月 (年 カ月)
						年 月～ 年 月 (年 カ月)
	在籍年数	計 年 ヶ月	受検資格判定	※		
試験の免除 (一部合格または通信訓練修了) ※一部合格通知のコピーを添付して下さい。通信訓練修了者は修了証書のコピーを添付して下さい。	学科試験免除				試験免除資格判定	
	平成_____年度試験 一部合格 受検番号_____				※	
	平成_____年度通信訓練修了 修了証書番号_____				※	
	実技試験免除				試験免除資格判定	
平成_____年度試験 一部合格 受検番号_____				※		
本人確認書類 右記のいずれかの書類の写しを添付してください。	申請するにあたって添付する書類に、○を付けてください。	運転免許証	個人番号カード	特別永住者証明書	在留カード	
		健康保険被保険者証	生徒手帳・学生証(氏名、生年月日が確認できるものに限る)			
		外国政府が発行した旅券(写真欄および日本国査証欄)				
受付日	※	/ (消印 7 /)	備考	※		

(注1) 会場定員の都合等により地区の間で受検地区を調整させていただきますので、ご了承下さい。

(注2) ※印の欄は、記入しないで下さい。(事務局記入欄のため)

(注3) 受検者本人がで記入して下さい。(団体で取りまとめて申請する場合も同様です。)

ハウスクリーニング技能検定 平成 30 年度受検申請書(団体用) 2/2

個人情報の取扱いについて、以下の事項について確認の上、同意いたします。

署名(自署)

「個人情報の取り扱い」について

1. 個人情報の管理について

弊協会は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止のため、法令、ガイドライン、及び弊協会の内部規則に従い、必要かつ適切な安全管理策を施し、取扱う個人情報の保護に努めます。また、職員に対しても個人情報の適切な取扱い等についての教育を行うとともに、業務委託先に対しても必要かつ適切な監督を行い、その保護に万全を期するように努めます。
2. 個人情報の取得、利用目的、保有について
 - (1) 弊協会は、ハウスクリーニング技能検定を行うに際して申請者より個人情報を取得する場合は、本申請書あるいは、ネット申請のシステムをもって行います。偽りその他の不正の手段により個人情報の取得を行うことはありません。
 - (2) 申請書に付された個人情報については、受検資格の確認、受検票および合格通知・合格証書の作成・送付、検定時の本人確認等、弊協会が行う検定業務に必要な目的の範囲内において利用します。
 - (3) また、弊協会の規定により、申請書は3年間、個人データを含む受検者名簿および検定合格者(ハウスクリーニング技能士)台帳については、永年弊協会にて保有します。
3. 個人情報の第三者への提供について

弊協会は以下の場合を除いて、あらかじめ申請者の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することはいたしません。

 - (1) 合格発表における弊協会資格総合サイトや、弊協会会報「HCA」誌および業界紙誌等に合格者の受検番号を公表する場合。
 - (2) 2. の利用目的達成のために、弊協会が適切な監督を行う業務委託先に、申請データの入力作業や受検票・合格通知・合格証書の印刷や書類の送付、統計処理など、個人情報の預託を行う場合。
 - (3) 職業能力開発促進法施行規則第63条に基づき、指定試験機関として受検者の成績を記載した受検者一覧表を厚生労働省に届け出る場合。
4. 共同利用について

受付事務等を行う各支部については、上記3. に掲げる第三者とは見なさず、弊協会の共同利用者として位置付けます。技能検定を厳正かつ円滑に遂行することを目的に、受検申請書の個人情報に関しては、1. の個人情報管理、2. の取得・利用・保管、3. の第三者への提供等、弊協会と同様に、その保護については万全を期するように努めます。
5. 個人情報の開示・訂正・削除について
 - (1) 申請者は、申請書に記載した内容に基づいて弊協会が保有する個人情報について、自己に関する事実に基づく個人情報に限り、弊協会所定の方法により開示を請求することができます。但し、次の各号いずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しない場合があります。弊協会にて開示しない旨の決定をした場合には、申請者に対して速やかにその旨の通知を行います。
 - ①本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ②弊協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ③他の法令に違反することとなる場合。
 - (2) 開示の結果、内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、弊協会は速やかに当該個人情報の訂正又は削除に関する対応を決定して、申請者に通知するものとします。
6. 不同意や記載事項に不備がある場合について

弊協会は、申請者が申請に際して必要な記載事項(申請書において申請者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合、あるいは記載事項に不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。
7. 個人情報の利用停止等について

弊協会は、申請者本人から、申請者本人が識別される個人情報が2. (2)の利用目的に違反して取扱われているという理由、又は2. (1)に違反して取得されたものであるという理由によって、その個人情報の利用停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した場合には、違反を是正する為に必要限度で、速やかにその個人情報の利用停止等の措置を講ずるものとします。但し、その個人情報の利用停止等に多額な費用を要する場合等で利用停止等を行うことが困難な場合であって、申請者本人の権利利益を保護する為に必要なこれに代わるべき措置をとる場合は、この限りではありません。

また、その個人情報の全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、申請者本人に対して速やかにその旨を通知するものとします。
8. お問合せの窓口について

個人情報の取扱いに関するお問合せ及び4. 個人情報の開示・訂正・削除の請求及び、6. 個人情報の利用停止等の請求に関しては、以下にて受け付けいたします。また、この「個人情報の取扱いについて」は、全国ハウスクリーニング協会サイト(<http://www.housecleaning-kyokai.org>)にて、閲覧可能です。

<個人情報問合せ窓口>

公益社団法人全国ハウスクリーニング協会技能検定係 電話 03-5802-7031
受付時間 土・日・祝日を除く平日の9時~17時

公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

※以下協会使用欄(記入不要)

合格証書交付歴

合格証書交付		合格証書再交付		合格取り消し	
技能士番号		交付年月日		取得年月日	
合格年月日		再交付番号		取消事由	
合格証書交付番号		再交付事由			